



資料1

県民意見反映手続き（パブリック・コメント） の結果について

パブリック・コメントの実施について

<趣旨>

- 令和6年6月にバリアフリー法に基づく建築物移動円滑化基準が改正され、同基準の一部規定が神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則で規定された水準を上回る内容となったこと等を受け、本会議における議論も踏まえ、規則の改正案を作成した。
- そこで、広く県民からの意見を伺うため、パブリック・コメントにより意見の募集を行うこととした。

<概要>

(1) 意見募集期間

令和6年11月22日(金)から12月23日(月)

(2) 意見募集の方法

- ① 窓口(県政情報センター、各地域県政情報コーナー、地域福祉課)で配架
- ② 県ホームページへの掲載
- ③ 関係団体等に対する個別案内

※その他、県記者クラブに対して参考資料送付
(11/29建通新聞記事)

<個別案内先>

区分	件数
1. バリアフリー街づくり推進県民会議 委員及び団体	23 人・団体
2. 整備基準改正による影響が予想される事業者団体 (1に含まれる団体を除く)	8 団体
3. 当事者団体(1に含まれる団体を除く)	4 団体
4. 建築関係団体	4 団体
5. 県内市町村(独自の条例を持つ横浜市・川崎市を除く)	31 市町村
合 計	70 団体等

パブリック・コメントの意見募集の結果概要(案)

提案された意見数 : 3件

反映区分	件数
1 改正案に反映したもの (意見の趣旨を既に案に記載している場合を含む)	1
2 既に規定しているもの	1
3 意見の趣旨を今後の取組の参考とするもの (ガイドラインへの反映を含む)	
4 改正案に反映できないもの	1
5 その他(質問・感想など)	
合 計	3

提案された内容及び整理理由(案) [1/2]

区分	主な意見	反映区分	理由
駐車場	パーキング・パーミット制度を本格的に導入する気なら規則に入れるべきではないか。	3 今後の取組の参考とするもの(ガイドラインへの反映を含む。)	県では、令和4年度条例改正により県及び事業者の責務として、新たに「施設利用に係る適正な配慮の促進」を規定しました。 御意見にあるパーキング・パーミット制度は、この規定の趣旨に基づき、障害者等が必要とする区画を利用しやすくするための施策として開始したものです。整備基準は、<u>公共的施設等の構造及び設備を定めるものであるため、規則に位置付けることは馴染まないもの</u>と考えております。 パーキング・パーミット制度が実効性のある施策となるよう、引き続き制度周知及び事業者に対する制度協力を働き掛けていきます。
便所	工場・事務所におむつ替えシートは必要か。 オストメイト、車椅子対応は理解できるが、(おむつ替えシートの)義務化までの必要度が不明であるため、審査時の判断とできないか。	1 改正案に反映しました。 (ご意見の趣旨を既に案に記載している場合を含む。)	「乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備」は、<u>官公庁舎・学校等を除く教育文化施設・医療施設・商業施設など不特定かつ多数の乳幼児同伴者の利用が見込まれる施設のうち一定規模以上のものを対象として遵守規定を課すこと</u>としました。 また、<u>上記以外の施設であっても、不特定かつ多数の乳幼児同伴者の同伴が見込まれる場合には、設置に努めていただく(努力規定)こととしましたが、それ以外の施設は設置に関する規定を設けないこととしました。</u> したがって、御意見の工場・事務所については、例えば工場見学のためのエリアを有している場合や事業所内保育スペースなど、不特定かつ多数の乳幼児同伴者の利用が見込まれる場合を除き、「乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備」に関する設置義務は課されません。

提案された内容及び整理理由(案) [2/2]

区分	主な意見	反映区分	理由
視覚障害者誘導用ブロック	点字ブロックについて、黄色で5mm以上の突起がないと不適合になるが、これを実勢に応じて検討できるようにしていただきたい。 ベビーバギーや高齢者の手押し車など車輪の細いものは、点字ブロックがあると走行に大変困る。 2.5mmとか3mmの高さの商品も出ているが、バギー使用者の頻度が高いと判断されるような場合に高さの低いものが認めてもらえないか。 5mmの合理的な必要性を検討できる余地を設けてもらいたい。	3 ご意見の趣旨は既に規定しています。	視覚障害者誘導用ブロックの構造について、県ではJIS規格(JIS T9251:視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列に関する規定)に定める仕様とすることを求めています。 これは、<u>視覚障害者誘導用ブロックを道しるべとする視覚障害者等にとって、多種多様な規格が使用されると、誤認を招く事態が想定され、誘導の目的を十分に果たせなくなることが懸念</u>されるためです。 このJIS規格では、突起の寸法を5mmと定めているため、視覚障害者誘導用ブロックとして、2.5mmのものを採用することは認めていません。 一方、御意見にあるようにベビーバギーや高齢者の手押し車など車輪の細いものの円滑な通行に支障が生じる場合も考えられることから、整備基準では、<u>施設の利用状況に応じ視覚障害者用誘導ブロック以外の誘導方法の採用も可能</u>としており、例えば音声装置や誘導チャイム、誘導用マット(凹凸の代わりに音の違い(音を吸収するかしないか)で存在を知らせるもの)による対応も可能としています。